

緊急在学奨学金

教育総務課・☎202216

家計が急変したことにより緊急に奨学金の貸与が必要になった学生のための奨学金です。

内容 左表のとおり

区分	貸与月額	返還(無利子)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	15,000円	卒業後1年据え置き、貸与年数の2倍の期間内に返還
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	30,000円	卒業後1年据え置き、貸与総額を15,000円で割った月数内に返還

※各種学校、大学院などは除く。

応募資格

①主たる家計支持者の死亡、疾病、失職、被災、その他やむを得ない事由により、家計に著しい影響を受けていて
②保護者の住所が市内に1年以上あり③市内に住所があつて返済能力がある連帯保証人2人(1人は保護者)を確保できること
申込 4月1日(月)から2020年2月12日(水)までに必要書類を

同課(教育庁舎3階)
※書類による審査があります。

国民年金保険料の
学生納付特例制度

保険年金課・☎202148

対象 国民年金保険料の納付が困難な学生で、新しく学生になった方、前年度申請しなかつた方、在学する学校が変わつた方、日本年金機構からはがき様式の申請書が届いていない方が
内容 国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度

申請方法 同課(本庁舎1階・

窓口15番)または各公民館(織姫・助戸を除く)で申請

※毎年申請が必要です。

持ち物 マイナンバーが確認できる書類または年金手帳、学生証(両面をコピー)または在学証明書、印鑑、会社などを退職して学生になった場合は雇用保険

離職票または雇用保険受給資格者証、代理人が申請するときは代理人の運転免許証か健康保険証

▼前年度承認され、引き続き同じ学校に在学している方は…日本年金機構から郵送されたはが

事例から学ぶ!消費者トラブル



CASE 29

突然の月極駐車場の立ち退き

勤務先の近くで借りている月極駐車場の管理会社から「駐車場の所有者が敷地を売却したため明後日から使えなくなる」と、突然連絡があった。立ち退きに応じなければならないのか。



新たな駐車場を探す必要があります

駐車場の賃貸借契約には借地借家法の適用がないため、賃貸住宅のような借主への手厚い保護はありません。このため、新たな所有者と賃貸借契約を結ばない限り、借主は別の駐車場を探す必要があります。ただし、これまでの関係から、管理会社に次の駐車場を紹介してもらえないか相談し、すぐに見つからない場合は見つかるまでの間の借り賃を貸主に負担してもらえないか交渉する余地があります。



迷ったら、消費生活センター・☎③1211
すぐ電話! 平日午前9時~午後4時

就学援助制度

学校管理課・☎202221

経済的な理由で就学困難な児童・生徒にノートや筆記具の学用品費などの一部を援助します。
対象 市内に住所があり、公立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者で、経済的に困窮している方

内容 学用品費、修学旅行費、学校給食費などの一部

申込 申請書を見学・生徒の在籍する各学校

※申請書は各学校にあります。



国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度

保険年金課・☎2148

4月から、国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、出産前後の一定期間の保険料が免除されます。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、3カ月前から6カ月間）

※免除が認められた期間は、保険料を納めた期間として扱われます。

※妊娠85日（12週）以上の早産・死産・流産された方も含む。

対象者 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

家庭ごみの野焼きは

法律で禁止

されています

クリーン推進課

☎4192

伝統行事などの例外を除き、野焼きはやめましょう。



申込 出産予定日の6カ月前から同課

（本庁舎1階

15番窓口）または各公民館

（織姫・助戸を除く）

持ち物 運転免許証など本人確認できるもの、マイナンバーが

確認できる書類または年金手帳、印鑑、母子健康手帳など出産予定日がわかる書類（別世帯の子

の場合は、出産証明書など出産日および親子関係が確認できる

書類）

●詳しくは、日本年金機構栃木年金事務所 ☎0282・22・4131

『協会けんぽ』の

保険料率改定

全国健康保険協会栃木支部
☎028・616・1692

中小企業などで働く方やその家族が加入している健康保険『協会けんぽ栃木支部』の保険料率が、次のとおりとなります。

▽健康保険料率

119・92% ↓ 据え置き

▽介護保険料率

11・57% ↓ 1・73%

改定時期 4月納付分から

※詳しくは『協会けんぽ』ホームページをご覧ください。

補助金対象者が変わります

敬老事業補助金

元気高齢課・☎2153

市内各地域で行われる敬老事業に対し、経費の一部を助成していますが、今年度から、補助金対象年齢を次のとおり引き上げます。

補助金対象年齢

▽2019年 76歳以上

▽2020年 77歳以上

▽2021年 78歳以上

▽2022年 79歳以上

▽2023年以降 80歳以上

※招待者には各地区、町内から連絡があります。

助成内容が変わりました

あん摩などの施術費助成

元気高齢課・☎2153

対象 75歳以上の方、身体障害者手帳の1級・2級の方、65歳

以上75歳未満の後期高齢者医療被保険者、要支援1以上の方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者

内容 医療保険適用外の施術を受ける料金の一部を助成

助成額 1回800円の助成券 ※年間4回。

申込 それぞれ該当する健康保険証、身体障害者手帳、介護保険証などを持って同課（本庁舎1階16番窓口）または各公民館（織姫・助戸を除く）



ご協力ください

不正けしアツミゲシの撲滅

安足健康福祉センター・☎415897

家庭に自生した場合は、抜いて処分してください。不正けしを見かけたり、鑑別に迷ったときは同センターにご連絡を。

◀花びらは薄紫色、葉の付け根は茎を巻き込むような形

